

特定非営利活動法人(NPO)

耐震総合安全機構

Japan Aseismic Safety Organization



耐震総合安全機構の活動が始ります

理事長 中田準一

JARACの活動を引き継ぎ、いよいよJASO「特定非営利活動法人 耐震総合安全機構」の活動が始ります。

[地震国・日本において、安心して生活できる環境をどう組み立てるか] - この問題は、生活環境に係る専門分野のひとつづつでは解決できません。生活環境は、諸々の要素が絡み合い、それぞれが不可分なく機能することによって保たれています。生活環境を構成している要素の一つでもダウンしてしまえば、安心して暮らせる環境に影響が及びます。

昨年、震度6の地震が二度も起こり、その中で気になった事故があります。一つは宮城県北部地震で、避難先の体育館の天井が落ちかけ、大雨が降り続く中、別の避難所に避難しなければならない事態に至ったこと。もうひとつは、十勝沖地震で空港の天井が壊れて落下し、その上設備機能にも支障が生じ管制ができなかったために、一時空港が使えなくなったことです。いずれも建物の構造体には損傷なくとも、建物として用をなさなかった事態が生じたのです。

また、阪神淡路大震災の時も、建物は壊れなくとも水槽が壊れたために、発電機が運転できなかったような思わぬ事故の事例が多くありました。生活環境は、様々な要素が絡み合い組み立てられています。互いの専門分野の領域を超えて総合的にとらえる必要があるからです。

JASOでは仕事を通じて育んできた知識や技術を、総合的な視野にたつとらえ直して、安心して暮らせる生活環境を組み立てる具体的な方策を探り出し、日常の活動を通じて社会のために生かしていきたいと考えています。また、生活者の視点が大事であると、専門家の多くの人は思っております。往々にして専門家は専門家ゆえに気がつかないことがあります。安心して暮らせる環境づくりは、さまざまな視点からの検討が必要です。生活者の方々にも参加していただき、共に考えたいと思っております。

会員の皆様が進んでいただける新たな事業を起し、仕事の分担をしていただく場を作る企画を事業委員会で検討しております。又、懸案の「JASO耐震総合安全指針」は、特別委員会を設け検討を進めています。1月16日のシンポジウムで大枠を披露し、総会で中間報告をして意見を伺った上でまとめてまいります。是非ご意見をお寄せください。

安心して暮らせる問題をテーマにしたシンポジウム・見学会などの催しをホームページ(<http://www.jaso.jp>)で随時紹介していきます。ぜひ参加してください。

目次

JASOの活動が始ります	1
NPOの設立について	1
設立シンポジウム報告	2
耐震総合安全性指針に求めるもの	3
JASO施行細則(案)	3
JASOが展開する事業	4

特定非営利活動法人の設立について

顧問 中田 亨

任意団体であったJARACが、その7年にわたる活動の経験にもとづき、社会に向けて責任ある活動を展開するためには法人格を持つことが必須だと決意し、1年余の検討の結果法人形態としてNPOを選択しました。昨年9月1日のJARACの臨時総会と、それに引き続いて行われた設立総会で全員一致でJASOの設立を議決したことをうけて、早速設立手続の準備に入りました。所管官庁である内閣府との下相談の後、9月10日の第1回理事会で細目を決定してNPO設立認証申請書を内閣府に提出したのが9月18日でした。残念ながら提出書類について若干の形式的な不備の指摘を受けて修正し、10月1日再提出し、10月2日付で正式に受理されました。申請書を受理すると内閣府はそのことを公告し、定款、役員名簿、事業計画などを2ヶ月間公衆の縦覧に供し、問題がなければ認証することになります。こうして1月5日にJASOは無事設立の認証を受けました。認証を受けると2週間以内に設立の登記をしなければなりません。JASOは1月9日に東京法務局渋谷出張所に設立登記の申請書を提出しました。今のところ問題がなければ1月21日に登記が完了する予定です。この登記完了をもってはじめて法人格を得て、はれて特定非営利活動法人JASOが成立することとなります。

ただし、JASOのように東京以外にも事務所をもつ場合は、法人成立後2週間以内に、その所在地つまり大阪と名古屋の法務局にも登記をすることになっています。また、東京での登記が完了して法人が成立したら、登記簿謄本、定款、設立時の財産目録を添えて、内閣府に設立登記完了届けを提出し、これらが終わったところでNPOの設立手続きがすべて終了したことになります。

しかし法で定められている手続きはそれだけでは済みません。法人として認証されると、毎年の事業年度ごとに、初めの3ヶ月以内(4~6月の間)に前年度の事業報告書、年度末の財産目録、貸借対照表、収支計算書等を内閣府に提出することが義務

づけられます。なお、2003年度については東京で登記が完了した日が法人設立の日となりますので、初年度の事業開始日はその日ということとなります。

設立記念シンポジウム報告 「あの大地震の記憶をもう一度」

掲題のシンポジウムが以下により開かれた。

主旨 風化しかけていた地震災害の混乱と惨状を、いま、宮城県北部地震が呼び戻してくれました。これを機会に、過去の震災の惨状をもう一度思い起こし、近づく身近な大地震にどう備えなければならぬか、みんなで改めて考えてみましょう。

日時 2003年9月1日(月)PM15:00~17:30
場所 建築家会館1階ホール
講師 後藤 隆之氏 国土交通省住環境整備室長
大宇根弘司氏 JIA 会長
鵜飼 邦夫氏 JSCA 関西支部
岡本 宏氏 BCS 設計部会長
コーディネーター 中田準一氏(JASO 会長)

後藤氏はこの7月まで建築物防災対策室長をつとめられた方で、「耐震診断・耐震改修の推進に向けて」と題して、「阪神・淡路大震災の教訓」、「建設省/国土交通省のこれまでの主な取り組み」、「最近の政治・行政の動き」、「宮城県北部を震源とする地震の発生」、「官民連携による耐震診断・耐震改修の推進に向けて」、の順に話された。

犠牲者の8割以上が住宅棟の倒壊によること、昭和56年以前の建築物に被害が大きかったこと、56年以前に建てられた建物のストックが現在でも全体の4・5割を占める、等々の状況報告。法的な措置(改修促進法、支援措置)、に平行した耐震改修手法の開発等々の取り組み。にもかかわらず耐震診断、耐震改修が遅々として捗らない実態。などを述べられた上で、実際に耐震診断・耐震改修を推進していくためには、診断法、改修法、診断態勢を含めた官民の連携、協同が必要とされた。JASO に対しても専門家の核としてまとめて欲しいとの期待を寄せられた。

また最近の行政の動きの中で、東海地震、東南海・南海地震への対策に併せて、北海道・東北地方地震対策、南関東地震対策も組み入れられていることに言及された。

大宇根氏は、安全に関わる建築生産の仕組みに対して、大きな警鐘をならされた。建築基準法は確かに1981年に耐震性の強化を盛り込んで改正されている。が、日本の建築生産の仕組みの実態は、その盛り込まれた精神を正しく掌握して実行されているだろうか。実際に建設されている建物の生産過程では、精神とは程遠いことが行われているものが数多くあるのではなかろうか。例として、建築家の業務量と報酬の関連で見ると、設計料入札制度のために、公立の学校の建築設計がその業務量からは判断できない10万円で落札されたり、地方の公共事業では一般の落札価格が予定価格の40%と言うのが日常茶飯事に起きている。これで受ける設計者も設計者だが、発注者も何ら疑問を抱かない。これで果たして適正で安全な建築ができるのだろうか。また、工事技術の面で見ても、最近マスコミ

で報道された住都公団の某団地で、一部の建物をその欠陥の故に建て直すと言う。なぜこうしたことが起きるのか、他ではこうしたことは生じないのか、これを証明する上でも、是非とも原因を、真相を、公開してもらいたいものである。

高度の基準があり、高度の技術がある。これを組み合わせれば、良い建築が出来るはずである。しかしながら、実態の一部ではこの組み合わせが必ずしも出来ないような建築生産システムに依存して建設が行われている。この建築生産システムを正常化することを、基準づくり、技術開発と併せて心掛けてはじめて、品質の良い建築、耐震性のある建築の普及が図れるのではないかと。

以上、建築生産に関わる運用面、すなわち建築生産システムに潜む具体的な問題点をあげて、根本的に安全性に関わる懸念を示された。

鵜飼氏は実際に関西地区で多くの建物の構造設計を担当され、阪神・淡路大震災で揺れを実体験されると同時に被害の状況をつぶさに検分された。その実体験から「地震に取り組む基本姿勢について」として、「あの兵庫県南部地震は何だったのか」、「1995年1月17日構造物に何が起こったのでしょうか」、「地震の正体はまだ良く判っていません」、「地震に取り組む基本姿勢」、「大惨事避けるためのひとつの提案」、「付阪神大震災5年後JSCA関西投稿文(私が施主であったら)」、として、現在の考えを披瀝された。

『地震学などの進展にも関わらず、現在でも建設地においてどのような地震が想定され、どのように考え設計などに対処したらよいかまだ良く判っていません。』とする中に、特に直下型の不可知さ(上下動、地盤増幅、規模の大きさ等)が強調されている。また基本姿勢として、『しかし人間社会に必要な構造物は設計しなければなりません。したがって地震に対しては判らないなりに洞察力を働かせ、謙虚に、慎重に、用心深く、したたかな姿勢で対処することが何より必要』とされている。ある心臓外科医の大事にされている言葉ながら共感を呼ぶものとして次ぎの言葉を紹介されているのも興味深い。

『知不知』(知らざるを知る)自分が知らないことを自覚すること

『知未知』(いまだ知られざるを知る)誰もその答えは知らないと言う事実を認識すること

『知無知』(知らるるが無きを知る)地球上のだれも想像できないような概念があることを認めること

また「大惨事避けるためのひとつの提案」として、防災上重要な建物に対しては設計時から情報を公開し、批判、批評を自由に保証する仕組みを確立することをあげられている。最後に、「私が建築主であったら」の中で、構造設計者の姿勢として、『謙虚に真実を見すえ、恐れながら設計する態度がなければならない。』とされている。

岡本氏は「事業の中での防災対策」として、「BCSの活動について」、「防災への認識は浸透しているが、対応策は決めかねている」、「阪神淡路大震災が建築界に示唆していること」、「防災対策を推進するために」、の項目立てで話された。

認識と対応策では、耐震診断を行ったものの殆どが良好との結果が出ないにも関わらず、そのうち補強工事をおこなったものが1/5程度にとどまっていること、必要であることは認識されていても、それから対策に結びつかないことの問題点が指摘された。

阪神淡路大震災が建築界に示唆していることとしては、

- ・継続的な教宣活動（建築界には謙虚さが必要）
- ・総合的な防災対策（人命、財産、機能の保持）
- ・説明責任（性能と災害時に想定される被害に対して説明不足）
- ・監理の徹底（約束した品質・性能の実現、設計者、施工者、保有者それぞれの責任）
- ・情報開示（産学官の連携）などについて述べられた。

最後に防災対策をすすめるにあたっては、事業の健全化に対する配慮として、被災防災リスクと事業リスクの両面を考慮する必要があること、また、事業負担を減らす構工法の開発（設計技術、施工技術を含めて）に取り組まれていることにも言及された。

講師の発表の後、中田氏の司会で講師から以下の補足発言および会場からの発言が行われた。

- ・現在の状況を一步でも前進するための具体策を一つづつ
- 【後藤】・性能調査会の中でマル適マークをつけることが検討されたが、無理と言うことで実現していない。被災時に重要な公的建築物だけに限定しても、耐震診断結果を公表するようにしたい。これはどこに避難したら良いかを周知させる効果と、不適合のままでは済まないということの道筋になることを意図するもの。
- ・行政だけでは限度がある。専門家としての疑問を明確にして出して欲しいし、また情報提供もお願いしたい。
- 【大宇根】・某団地事件の事実解明 世間に対して職能を全うできない。
- ・資格の問題 責任を持てるように。
- ・建築生産に関わる人々と議論する。
- 【鶴飼】防災用建物の設計性能をホームページ上で公表する。
- 【岡本】・単に（基準 新知見 改訂）のくり返して良しとしてはいけない。地震国に住んでいると言うリスクを皆で共有しなければならない。これは国民的合意の上で成り立つ。
- ・建物の性能により細かい対応をする。
- 【会場からの意見】
- ・マル適に類するものとして、建設年度、免振病院などを表示してはどうか
- ・安全のための措置（例えば免振など）は総事業費からすれば非常に安いものであることを知らせるべき。
- ・マル適マークに類するものをどのようにしたら作れるか、はJASOとしても課題では。なお、耐震診断結果が一般的に対象になっているが、今日の議論からしても、対象とすべきは総合的安全性。以上
(小林紳也)

耐震総合安全性指針に求めるもの

副理事長 矢野 克巳

・大都市は大地震に弱い

大都市に直下型地震が起こった場合の対応策が、建築界として遅れている。被災者の生活や業務活動の事が殆ど語られていない。大規模火災の発生とインフラの停止により大混乱が起こる。交通機関の停止期間は長くなる。大都市は高層化が進んでいるが、高層建築は低層に比し、地震時の機能保持レベルが低く、回復が遅れてしまう。都市生活者は、日頃の生活が電気や機器と諸々のサービス業者によって支えられている為に、ひとたびこれらの機能が停止した時の自己対応能力が極めて低い。その結果、多数の人々が長期に渡り避難生活をする事となり、

業務活動の停滞期間も長くなってしまふ。

・生活を守る指針を

数百万人の人達が長期に渡り避難生活する事態を防ぐことが大切です。首都圏で直下地震が生じた場合、日本経済の打撃は計り知れない。株式売買高の88%を占める東京が1~2週間にわたりほぼ経済活動を停止することも予想される。しかし、極く僅かの対応訓練をしておけば回復に要する日数を半減できることが多いのが分かっている。その為に、住宅やオフィスの機能保持レベルの大幅な向上策を示す指針を作る事が目標であろう。

・指針の活用

建物の使用者が機能回復作業を実行する為の訓練や、設備を少し耐震化をすることで大きい成果を得る案内役をJASOが果たす。また、建材や設備機器等が耐震性能を殆ど考慮していない現状を改善する際に、指針を活用することによって改善の技術開発に対する協力もし易くなる。更に、建材・機器の性能認定業務を引受ける方向へと発展することも考えられる。

耐震総合安全機構定款・施行細則

第1章 総則

第1条（目的） この細則は、定款第50条に基づき、この法人の運営に関し必要な事項を定める。

第2章 会員

第2条（入会） この法人の正会員になろうとするものは、個人にあっては様式1により、法人にあっては様式2により、入会申込書に必要事項を記載して提出し、理事会の承認を得なければならない。

2. この法人の正会員である法人は、様式3の法人指定会員登録申請書に必要事項を記載して提出し、理事会の承認を受けることにより、当該法人に所属する特定の個人を定款第6条第1項（2）の法人指定会員として登録することができる。

3. この法人の目的に賛同する個人又は法人の代表者を、定款第6条第1項（3）の特別会員とする場合は、理事会の議決を経て、様式4の承諾書により本人の承諾を得るものとする。

4. この法人の賛助会員になろうとするものは、個人にあっては様式5により、法人にあっては様式6により、入会申込書に必要事項を記載して提出し、理事会の承認を受けなければならない。

第3条（入会金及び会費）

定款第8条に定める入会金及び会費の額は、次によるものとする。

	入会金	年会費
正会員（個人）	5,000円	20,000円/年
正会員（法人）	100,000円	50,000円/年
法人指定会員	（注）	20,000円/年
特別会員	-	5,000円/年
賛助会員（個人）	-	10,000円/年
賛助会員（法人/1口）	-	20,000円/年

（注）法人指定会員は、1法人につき1名は会費を0円、2人目から20,000円/人/年とする。

2. 会費は、原則として毎年4月に全額を納入するものとする。

ただし、年度の途中で入会した場合は、9月末日までに入会した者は全額を、10月1日以降に入会した者は半額を入会した月に納入するものとする。

第3章 常任理事会、委員会等

第4条(常任理事) 理事の内、理事長、副理事長及び常務理事を除く3名を理事会の議決により常任理事とする。

第5条(常任理事会) 理事長、副理事長、常務理事及び常任理事を持って常任理事会を構成する。

2. 常任理事会は次の事項を議決する。

(1) 理事会の議決により委任された事項

(2) 緊急に処理すべき事項

3. 常任理事会が議決した事項は、理事会に報告し、承認を受けなければならない。

第6条(委員会) この法人を運営し、又は事業を実施するために、常置の組織として次に掲げる委員会を置くほか、必要に応じて理事会の議を経て、任務と期限を定めた特別の委員会を設けることができる。

1. 総務委員会
2. 広報委員会
3. 会員委員会
4. 技術委員会
5. 事業委員会

2. 前項に掲げる委員会の任務はそれぞれ次に定めるところによる。

総務委員会；会の運営に係る諸規定の整備/予算案の作成及び執行管理、決算書の作成等の財務/その他、会の運営管理に関すること

広報委員会；総合安全性の普及のための情報の発信/会報の発行及びホームページの管理/その他、会の情報発信及び広報に関すること

会員委員会；会員情報(会員の技術能力を含む)の収集及び監理/会員の入退会事務の管理及び会勢の振興

技術委員会；定款第5条(1)に定める「特定非営利活動に係る事業」の企画、開発及び実施等

事業委員会；定款第5条(2)に定める「その他の事業」の企画、開発及び実施等

3. 委員会の委員長は、理事会の承認を得て理事長が任命する。

4. 委員会の委員は、理事長が委員長の意見を聞いて依嘱し、理事会に報告する。

5. 委員の任期は原則として2年間とする。ただし、再任を妨げない。

6. 各委員会は、その任務を遂行するために必要と認めるときは、作業部会(WG)を設置することができる。その場合、あらかじめ業務の内容と設置期間を明かにして理事会に報告するものとする。

第7条(地域会) 近畿地域及び東海地域における活動組織として、それぞれ近畿地域会及び東海地域会をおく。

2. 地域会の会長は、それぞれの地域に居住する理事のうちから、理事会において選任する。

3. 地域会の委員は、それぞれの地域会の会長が理事長にはかって選任し、理事会に報告する。

第8条(判定会議) 受託に基づき建築物の耐震診断及び耐震設計等の評価・判定を行う機関として、判定会議を置く。

2. 判定会議の議長は、理事会の議を経て理事長が依嘱する。

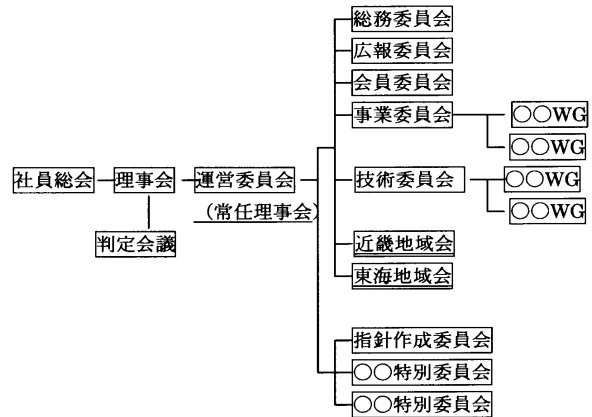
3. 判定会議の議員は、議長の意見を聴き理事長が依嘱する。

4. この法人の理事及び監事が、判定会議の議員総数の3分の1を越えることはできない。

第4章 補則

第9条(委任) この細則に定めるもののほか本会の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

組織構成



JASOが展開する事業

事業委員長 田村泰顕

2003年9月に設立したJASOが実行する事業について、特定非営利活動法人の趣旨に添った項目と内容を精査して参りましたが、ようやくそのすがたが見えてきましたのでここにまとめてみました。皆様の積極的なご意見をお待ちしています。

A) 特定非営利活動に関わる事業

A-1) 総合耐震安全性の知識の普及/耐震総合安全指針の作成及び普及活動/講演会、セミナー、シンポジウムの開催/話題の建物、建築現場、防災拠点施設等の見学会の開催

A-2) 地域防災の確立及び啓蒙運動/地域コミュニティの設立支援/マンション管理組合の自治防災組織の設立支援/小学生、中学生を対象とした地域防災啓蒙運動

B) その他の営利事業

B-1) JASOの指針に基づく耐震診断、改修設計

B-2) 企業の耐震・制震・免震に関する製品開発、技術開発の支援

B-3) 耐震診断報告書に対する評価、評価等の評定業務

B-4) 寄付講座、企業研修、行政機関研修等に対する講師派遣

1月16日：シンポジウム「耐震総合安全性指針に求めるもの-安心できる建物・まちとするために-」：建築家会館1階ホール

1月19日：講演会と耐震無料相談会：名古屋・桜通りビル

2月13日：セミナー&見学会・セミナー「超高層ビルと周辺地域の防災」と六本木ヒルズ見学会：六本木ヒルズ森タワーとその周辺

耐震総合安全機構 JASO

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 2-3-18 JIA 館 4F JIA 内

TEL:03-3405-9829

FAX:03-3405-9894

E-mail:info@jaso.jp

http://www.jaso.jp